

都市再生と個性ある地域の形成のための税制

1 不動産の流動化・有効利用の促進

(1) 一定の事業用不動産の所有権等の移転登記に係る登録免許税の軽減措置の創設（登録免許税）

内 容

都市再生や不動産の流動化・有効利用、さらには不良債権処理の円滑化等を図るため、平成14年4月1日から平成16年3月31日までの間に、一定の要件を満たす建物（オフィスビル等）及びその敷地を同時に取得した場合において、当該建物及び敷地に係る所有権等の移転登記の税率（本則5%）を2.5%等に引き下げる特例を創設する。

【一定の要件を満たす建物】

以下の～の要件を満たすことについて国土交通大臣が証明した建物であること。

主たる用途が事務所、店舗等である事業用の建物

地上階数が5以上

延べ床面積が2,000㎡以上

構造が鉄骨鉄筋コンクリート造等

昭和56年6月1日（新耐震基準の施行日）以降に建築確認済証の交付を受けたもの又はこれに準じるもの

当該建物の容積率が建築基準法の規定による限度の60%以上